平成２８年（ヒ）第３号
熊本市西区上熊本１丁目２番６号
清算株式会社　新藤友サービス株式会社
１　決定年月日　平成28年３月31日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
熊本地方裁判所民事第１部

包括的禁止命令

平成２７年（再）第１号
福井県敦賀市余座13号１番地の１
再生債務者　株式会社小牧
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成28年３月30日
福井地方裁判所民事部破産・再生係

監 督 命 令

平成２８年（再）第４号
大阪市淀川区野中南１丁目６番２号
再生債務者　株式会社末松刷子製作所
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　大阪市北区西天満４丁目８番17号宇治電ビルディング11階　はばたき綜合法律事務所　弁護士　木村　真也
３　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法第49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
コ　事業の維持再生の支援に関する契約及び当該支援をする者の選定業務に関する契約の締結
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからコまでに掲げる行為
平成28年３月30日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続による債権者集会招集

平成２７年（再）第２号
福岡市中央区警固２丁目11番６号宇田ビル206号
再生債務者　株式会社ケイビィシィソリューション
１　期日　平成28年５月19日午後３時30分
２　会議の目的　再生計画案の審理及び決議
平成28年３月30日
福岡地方裁判所第４民事部

再生手続終結

平成２４年（再）第２号
埼玉県川越市大字中福912番地９
再生債務者　株式会社協和産業
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成28年３月31日
さいたま地方裁判所第３民事部

再生手続廃止

平成２７年（再）第１号
福井県敦賀市余座13号１番地の１
再生債務者　株式会社小牧
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成28年３月30日
福井地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（再）第３号
東京都港区芝４丁目11番３号
再生債務者　一般財団法人日本ライフ協会（開始決定時の名称公益財団法人日本ライフ協会）
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成28年４月１日
大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２８年（再イ）第２１号
愛知県岡崎市真伝町字吉祥23番地26　ハイツ吉祥102
再生債務者　柴田　祐哉
１　決定年月日時　平成28年４月１日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年４月22日まで
４　一般異議申述期間　平成28年５月２日から平成28年５月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２８年（再イ）第５２号
札幌市中央区北９条西19丁目35番地　インペリアルワタナベ412号
再生債務者　小森　　学
１　決定年月日時　平成28年４月４日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年４月25日まで
４　一般異議申述期間　平成28年５月９日から平成28年５月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（再イ）第５７号
札幌市豊平区平岸８条13丁目１番48号　さくらハイツ２号
再生債務者　伏見ハツヨ
１　決定年月日時　平成28年４月４日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年４月25日まで
４　一般異議申述期間　平成28年５月９日から平成28年５月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（再イ）第７号
愛知県一宮市三条字天神西23番地　ラッフィナートＢ105号
再生債務者　佐々井真依
１　決定年月日時　平成28年４月４日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年４月25日まで
４　一般異議申述期間　平成28年５月２日から平成28年５月12日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（再イ）第１号
山口県岩国市玖珂町478番地３
再生債務者　横道　裕二
１　決定年月日時　平成28年４月４日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年４月25日まで
４　一般異議申述期間　平成28年５月９日から平成28年５月16日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２７年（再イ）第２２号
愛媛県松山市拓川町１番３号　石手リバーハイツ205号
再生債務者　橋本喜久美
１　決定年月日時　平成28年４月４日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年４月25日まで
４　一般異議申述期間　平成28年５月２日から平成28年５月９日まで
松山地方裁判所民事部